関係）、様式第十二（第十四条第四項関係）、様式第十三（第十六条第一項関係）、様式第十五（第十七条第一項関係）、様式第十六（第十七条第四項関係）、様式第十七（第二十条第一項関係）、様式第十九（第二十五条第一項関係）、様式第二十（第二十五条第四項関係）、様式第二十一（第二十六条第一項関係）、様式第二十二（第二十七条第一項関係）、様式第二十三（第二十七条第二項関係）、様式第二十四（第二十七条第三項関係）、様式第二十五（第二十七条第四項関係）、様式第二十六（第二十八条関係）、様式第二十七（第二十九条関係）、様式第二十八（第三十条関係）及び様式第三十（第三十六条第一項関係）

（沖縄総合事務局組織規則の一部改正）

第二条　沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項第十一号中「工業標準の普及その他の工業標準化に関すること。」を「産業標準の普及その他の産業標準化に関すること。」に改める。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則（平成十四年内閣府令第八十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（第七条関係）、様式第二号（第七条関係）及び様式第三号（第十一条関係）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第四号（第十一条関係）に備考として次のように加える。

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

様式第五号（第十三条関係）、様式第六号（第十九条関係）、様式第七号（第二十四号関係）、様式第八号（第二十八条関係）、様式第九号（第三十二条関係）及び様式第十号（第三十四条関係）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

府令・省令

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
経済産業大臣　世耕　弘成

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則（平成三十年内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省　令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（安全管理措置） **第六条**　［略］ ［一～三　略］ 四　［略］ ［イ～ハ　略］ ニ　［略］ (1)　外部の者との送受信の用に供する電気通信回線として、専用線等（ＩＰ－ＶＰＮサービス（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十六号に掲げるＩＰ－ＶＰＮサービスをいう。）に用いられる仮想専用線その他のこれと同等の安全性が確保されると認められる仮想専用線を含む。）を用いること。 (2)～(4)　略 ホ　［略］ 五　［略］	（安全管理措置） **第六条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　［同上］ (1)　外部の者との送受信の用に供する電気通信回線として、専用線等（ＩＰ－ＶＰＮサービス（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十五号に掲げるＩＰ－ＶＰＮサービスをいう。）に用いられる仮想専用線その他のこれと同等の安全性が確保されると認められる仮想専用線を含む。）を用いること。 (2)～(4)　同上 ホ　［同上］ 五　［同上］

○内閣府、文部科学省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　柴山　昌彦

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平成三十年内閣府、文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。